

鞆松永線道路改良工事（（仮称）鞆トンネル）における 工事請負契約の変更について

1 要旨・目的

令和3年12月定例会において契約締結の議決を受けた「鞆松永線道路改良工事（（仮称）鞆トンネル）」について、請負金額の変更を行う。

2 現状・背景

令和6年6月にトンネルが貫通した後、覆工コンクリートの打設が概ね完了し、現在はトンネル坑内の側溝や坑口付近の法面工事等を行っているところである。



3 概要

(1) 対象者（請負者）

五洋・協和エクシオ・田中・沼田鞆松永線道路改良工事（（仮称）鞆トンネル）共同企業体

(2) 事業内容（工事概要）

ア 工事名：鞆松永線道路改良工事（（仮称）鞆トンネル）

イ 工事場所：福山市鞆町後地

ウ 工事内容：工事延長 L=2,300m トンネル工（NATM）L=2,114m

エ 請負金額：現契約 7,329,764,200円（税込）

変更契約 7,957,823,500円（税込）（増額 628,059,300円）

【主な増額内訳と理由】

- ・インフレスライド（労務費及び資材費の増） 約3.3億円
（理由）建設工事請負契約約款第25条のスライド条項に基づき、
請負代金額の変更について受注者から請求があったため
- ・週休2日交替制モデル工事及び熱中症対策に係る経費等の補正 約1.3億円
（理由）週休2日モデル工事実施要領及び特記仕様書に基づく
労務費及び現場管理費の補正
- ・その他、工法や構造の変更等 約1.7億円
（理由）走行性改善等のため、坑内舗装工法を連続鉄筋コンクリート舗装へ
変更したこと及び現地精査による数量の増

オ 工期：令和3年12月22日～令和7年3月31日

(3) スケジュール

令和7年2月定例会で請負契約の変更議案を提案するため、令和7年1月7日に仮契約を行っており、議会承認後に本契約を行う。

また、鞆未来トンネルを含めたバイパスの開通については、令和7年3月30日を予定している。

(4) 予算

上記のとおり

(参考) スライド条項について

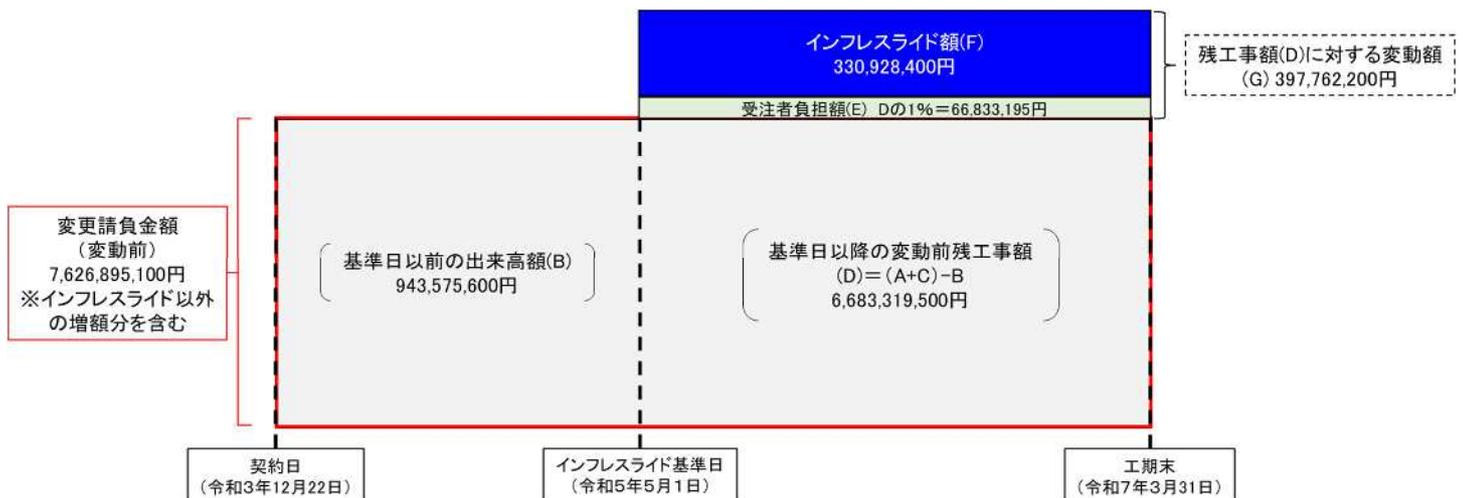
○スライド条項の種類について

種類	請負金額の変更を請求できる場合	今回請求
【全体スライド条項】 長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応 (建設工事請負契約約款 第25条第1~4項)	工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認められたとき	無
【単品スライド条項】 資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用 (建設工事請負契約約款 第25条第5項)	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき	無
【インフレスライド条項】 工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応 (建設工事請負契約約款 第25条第6項)	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき	有 基準日 R5. 5. 1

○スライド条項による変更金額

(1) インフレスライド額

- i) 基準日以前の出来高額を確定し、基準日以降の残工事額を算出 ((B)及び(D)の算出)
- ii) 基準日以降の残工事(D)に対する変動額を算出 ((G)の算出)
- iii) 算出された変動額 (G)のうち、残工事額 (D)の1%を受注者負担として控除し、インフレスライド額 (F)とする。



※端数処理を行ったことにより、実際の合計と一致しないところがある。